秋田県公安委員会規則第三号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

秋田県公安委員会委員長 安 藤 巳智子

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則 (昭和三十二年秋田県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正す

る。

を「523」に、「877」を「862」に改める。 を「647」に、「256」を「260」に、「29」を「30」に、「75」を「73」に、「200」を「202」に、「392」を「398」に、 「645」を「639」に、「1,341」を「1,342」に、「132」を「128」に、「168」を「169」に、「351」を「355」に、「513」 別表中「51」を「50」に、「93」を「96」に、「151」を「153」に、「121」を「125」に、「232」を「223」に、「648」

則

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。